

吸収合併に係る事後開示事項
(吸収合併に係る事後備置書類)

令和7年4月1日

株式会社 JFLA ホールディングス

令和7年4月1日

吸収合併に係る事後開示書面
(吸収合併に係る事後備置書類)

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目5番6号
株式会社 JFLA ホールディングス
代表取締役 檜垣周作

当社と株式会社アスラポートは、令和7年4月1日を効力発生日、当社を存続会社、株式会社アスラポートを消滅会社とする吸収合併(以下、「本合併」といいます。)を行いました。そこで、本合併について法令の定めにしたがい本書面を当社本店に備え置くことといたします。

1 効力発生日

本吸収合併は、令和7年4月1日に効力を生じました。

2 吸収合併消滅会社における法定手続きの経過

(1) 差止請求の手続きの経過

吸収合併消滅会社に対し、吸収合併の差止請求をした株主はございませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求の手続きの経過

吸収合併消滅会社は、事前に株主に対して合併対価として吸収合併存続会社の株式を交付する合意ができていたため、反対株主の買取請求について該当はございません。

(3) 新株予約権買取請求の手続きの経過

新株予約権を発行しておりませんので該当事項はございません。

(4) 債権者の異議の手続きの経過

吸収合併消滅会社は、令和7年2月25日付で官報に、令和7年2月25日付で日刊工業新聞に公告を行いました。異議を述べた債権者はございませんでした。

3 吸収合併存続会社における法定手続きの経過

(1) 差止請求の手続きの経過

吸収合併存続会社に対して、吸収合併の差止請求をした株主はございませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求の手続きの経過

本吸収合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易吸収合併に該当するため、同法第797条第1項但書の規定により、当社の株主による株式買取請求権は認められておりません。

(3) 債権者の異議の手続きの経過

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、令和7年2月25日付官報への合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに、異議を述べた債権者はございませんでした。

4 承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、株式会社アスラポートから、その資産、負債その他一切の権利義務を承継いたしました。

なお、当社が株式会社アスラポートから引き継いだ資産および負債の額は、次のとおりです。

資産 69億1千8百万円（概算値） 負債 18億7千2百万円（概算値）

5 吸収合併消滅会社の事前開示書面

株式会社アスラポートの事前開示書面は、別添のとおりです。

6 変更登記日

本件吸収合併による当社の変更登記および株式会社アスラポートの解散登記の申請をした日は令和7年4月1日です。

7 その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はございません。

以上

吸収合併に係る事前開示事項
(吸収合併に係る事前備置書類)

令和7年2月25日

株式会社 JFLA ホールディングス

令和7年2月25日

吸収合併に係る事前開示事項
(吸収合併に係る事前備置書類)

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目5番6号
株式会社 JFLA ホールディングス
代表取締役 檜垣周作

当社は、株式会社アスラポート（以下「消滅会社」といいます。）を消滅会社、当社を存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に際し、法令の定めに従い、吸収合併契約等の内容その他法令に定める事項を記載した本書面を当社本店に備え置くことといたします。

1 吸収合併契約の内容

別添の「合併契約書」に記載のとおりです。

2 吸収合併対価の割り当ての相当性に関する事項

(1) 合併対価の総数及びその割り当ての相当性に関する事項

当社は、本合併にあたり、合併比率を次のとおり決定いたしました。

- ① 当社は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって、公正性・適切性・妥当性を確保するため、両社から独立した第三者算定機関として東京ファイナンシャル・アドバイザーズ株式会社に合併比率算定を依頼いたしました。
- ② 東京ファイナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、当社の株式につきましては市場株価方式により、非上場会社である株式会社アスラポートの株式価値については純資産価額方式により算定しました。
- ③ その結果を踏まえ、当社及び株式会社アスラポートの両社で慎重に協議を行った結果、本合併における交付株式数を312,499とし、当社：消滅会社の合併比率を1：2,717.39とすることを決定したものです。

(2) 合併対価として存続会社の株式を選択した理由

存続会社および消滅会社は、各株主における投下資本回収の機会を確保する観点から、東京証券取引所に上場しております存続会社の株式を合併対価として交付することが妥当かつ相当と判断しました。

(3) 存続会社の資本金及び準備金の額についての定めに関する事項

存続会社の資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則第35条又は第36条に定めるところに従い、決定いたします。当該額については、機動的な資本政策の観点から相当であると判断される額といたします。

3 合併対価について参考となるべき事項

(1) 存続会社の定款の定め

別添の存続会社「定款」に記載のとおりです。

(2) 合併対価の換価の方法に関する事項

- ① 合併対価を取引する市場 東京証券取引所
- ② 合併対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ③ 合併対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容 該当する事実はありません。

(3) 合併対価の市場価格に関する事項

令和7年2月13日から遡って1か月間、3か月間、及び6か月間における存続会社の株式終値単純平均価格はそれぞれ、162円、158円、165円でした。

なお、交換対価の価格の変動状況は、次のURLのとおりです。（コード入力欄に「3069」（当社銘柄コード）と入力し、検索願います）

URL：https://quote.jpx.co.jp/jpxhp/main/index.aspx?F=stock_search

（株価検索 | 日本取引所グループ）

4 吸収合併消滅会社の新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5 計算書類等に関する事項

【存続会社】

(1) 最終事業年度にかかる計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度にかかる計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書などの開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の会社財産に重要な影響を与える事象の有無及びその内容
該当する事実はありません。

(3) 最終事業年度の末日後の会社財産に重要な影響を与える事象の有無及びその内容
該当する事実はありません。

【消滅会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

別添の存続会社「計算書類等」に記載のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の会社財産に重要な影響を与える事象の有無及びその内容
該当する事実はありません。

(3) 最終事業年度の末日後の会社財産に重要な影響を与える事象の有無及びその内容
該当する事実はありません。

6 効力発生日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社の最終事業年度における財務状況は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度にかかる計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書などの開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 消滅会社の最終事業年度における財務状況は、添付の「計算書類等」に記載のとおりです。

(3) 本合併により、当社は消滅会社の資産・権利・負債・義務等の一切の権利義務関係を承継しますが、当社と消滅会社はいずれも最終事業年度末において資産超過であり資産状況は良好です。そして、本合併の効力発生日においても当社は資産超過となる見込みであるとともに、現時点において、本合併の効力発生日以降に存続会社の財務状況が悪化させる事情も存在しません。

(4) 以上より、本合併の効力発生日以後における当社債務の履行の見込みはあるものと判断いたします。

7 備置開始後の変更に関する事項

事前開示開始日後に以上に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上

合併契約書

株式会社 JFLA ホールディングス（以下、甲という）と株式会社アスラポート（以下、乙という）とは、経営効率の向上を図るため合併することとし、次のとおり契約を締結する。

（吸収合併）

第1条 甲及び乙は、本契約に基づく甲乙間の吸収合併（以下、本合併という）の効力発生日の同日を効力発生日として行う乙を吸収合併存続会社とし、株式会社 LCAD（本店 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目5番6号）を吸収合併消滅会社とする吸収合併の効力発生を停止条件として、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併し、甲は乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

2 吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

- （1）吸収合併存続会社：商号 株式会社 JFLA ホールディングス
本店 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目5番6号
- （2）吸収合併消滅会社：商号 株式会社アスラポート
本店 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目5番6号

（存続会社の株式発行等）

第2条 甲は、本合併に際して、普通株式312,499株を発行し、本合併の効力発生直前の乙の株主名簿記載の株主（甲を除く）に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式2,717,39株の割合をもって割当交付する。なお、株式の交付にあたり1株未満の端株が生じた場合は、甲は乙の株主名簿記載の株主（甲を除く）に対し、当該端株に代えて現金を交付する。

（存続会社の資本金等）

第3条 甲は、本合併に際し、甲の資本金額、資本準備金及び利益準備金の額を変更しない。

（効力発生日）

第4条 本合併の効力発生日は、令和7年4月1日とする。但し、合併手続きの進行に応じ、必要があるときは甲乙協議してこれを変更することができる。

（合併財産の引継）

第5条 乙が所有する一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

（会社財産の善管注意義務）

第6条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日の前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その資産、負債及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議のうえこれを実行する。

（役員）

第7条 甲は、本合併に際し、新たに取締役及び監査役を選任しない。

（従業員）

第8条 乙に従業員が存在しておらず、甲が引継ぐ従業員がないことを甲乙相互に確認する。

（合併条件の変更及び合併契約の解除）

第9条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産若しくは経営状態に重要な変動を生じたときは、甲乙協議のうえ本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

（合併契約の効力）

第10条 本契約は、甲の取締役会及び乙の取締役の過半数の決定によって本契約締結の承認を得ていることが前提であり、当該承認が得られている場合に限りその効力を生じ、法令に定められた関係官庁の承認が得られないときはその効力を失う。

（規定外事項）

第11条 本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙協議のうえこれを決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年2月14日

甲 本店 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目5番6号
商号 株式会社JFLAホールディングス
代表者 代表取締役 檜垣周作



乙 本店 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目5番6号
商号 株式会社アスラポート
代表者 代表取締役 檜垣周作



定 款

株式会社 J F L A ホールディングス

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 J F L A ホールディングスと称し、英文では、JFLA Holdings Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、並びに、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集及び加盟店の指導育成
- (2) 食料品、酒類、乳製品類、アイスクリーム、氷菓、健康食品、食品添加物、飼料、飼料添加物菓子、調味料、飲料及び茶の輸出入、製造、加工及び売買並びにそれらの原材料、米、穀物、果実、薬品の輸出入及び売買
- (3) 醗酵工業品、医薬品、医薬部外品、試薬、化粧品等の製造、輸出入及び売買
- (4) 食器、調理器具、衣料品の製造及び販売並びに日用雑貨品、服地・敷物・その他の繊維製品、服飾雑貨、玩具、健康機器の輸出入及び売買
- (5) 事務用機器、荷役機械、輸送用機器、医療機器、美容機器、自動販売機器、通信機器、娯楽機器・設備、理化学機器、産業用機械器具、電気機械器具、食品製造・加工用機械器具、冷凍用機器及びそれらの部品の輸出入、売買及び賃貸
- (6) 弁当の製造販売及びケータリングサービス
- (7) 玩具、菓子類、各種パン、調理食品の企画製造、輸出入及び販売
- (8) 宝石、貴金属、時計、絵画、美術工芸並びに家具、インテリアの輸出入及び販売
- (9) 飲食店の店舗内の厨房機器、調理器具、什器備品並びに建具・家具等の内装設備の賃貸及び販売並びに飲食店の営業権の売買
- (10) POS レジスターに関する機器・システムの無店舗販売及びレンタル事業
- (11) 飲食店の経営
- (12) カルチャー教室及び料理教室の経営
- (13) リサイクルショップの経営

- (14) 企業経営、食料品販売及び飲食店経営に関するコンサルティング業並びにその育成事業
- (15) 各種イベント、セミナー、講習会、キャンペーン及びパーティーの企画、製作、演出、プロデュース及びマネージメント業務
- (16) 企業の合併、業務提携、営業譲渡、有価証券の譲渡に関する指導、仲介及び斡旋
- (17) 有価証券の保有、管理、運用及び売買
- (18) 宅地建物取引業及び不動産鑑定業並びに不動産の賃貸借、管理及び駐車場の経営
- (19) 損害保険代理店業及び自動車損害賠償責任保険代理店業
- (20) 生命保険の募集に関する業務
- (21) 労働者派遣事業
- (22) 有料職業紹介事業
- (23) 通信販売事業
- (24) コンピューターシステム及びソフトウェアの開発並びに販売
- (25) マーケティングリサーチ及び経営情報の調査、収集及び提供
- (26) インターネットを利用した情報提供サービス業及び情報処理サービス業並びにそれらへの投資
- (27) インターネット、デジタル放送等を利用した映像、音楽番組の企画制作
- (28) 労務管理代行業務
- (29) アプリケーションサービス・プロバイダー事業
- (30) ホテル、旅館等宿泊施設及び浴場等入浴施設、売店、遊技場、遊戯場、スポーツ施設、トレーニングジム及び記念館の経営及び管理並びにそれらへの投資
- (31) トレーニングイベント、スポーツ教室、講演会等の企画及び運営業務
- (32) スポーツチームに関する指導
- (33) 農園及び農場の経営及び農産物の加工、売買及び賃貸
- (34) 食品包装にかかわる技術、機器、設備類の設計、製作、売買及び賃貸
- (35) 金融業及び投資業
- (36) 金銭の貸付、債権の買取り、債務の保証
- (37) 倉庫業、海陸運送業の経営及びそれらへの投資
- (38) 産業廃棄物処理業
- (39) 著作権、著作隣接権及び工業所有権その他の知的財産権の取得、保全、管理、使用許諾、賃貸借及び売買
- (40) 広告代理業
- (41) 出版業、図書及び定期刊行物の販売並びにその代理業務

- (4 2) 電子媒体及び電子機器を利用した出版の企画、制作、製造及び販売
- (4 3) 印刷及び製本業
- (4 4) 出版に関するコンサルティング
- (4 5) 販売促進に関する情報・資料の収集及び企画立案
- (4 6) 前各号に付帯又は関連する一切の業務

2 当社は、前項各号に付帯又は関連する一切の業務を営むことができる。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、150,000,000 株とし、このうち 149,998,000 株を普通株式とし、2,000 株を A 種種類株式とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、株主総会の決議によって、特定の株主からその有する自己の株式の全部又は一部を取得することができる。その場合、当社は、会社法第 160 条

第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

- 2 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

- 第8条 当社の単元株式数は、普通株式について100株、A種種類株式について1株とする。

(単元未満株式の権利制限)

- 第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める単元未満株式の買増しを請求する権利

(単元未満株式の買増し)

- 第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(基準日)

- 第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。
- 2 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

- 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

- 第 13 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(優先配当)

- 第 13 条の 2 当会社は、剰余金の配当を行うとき（配当財産の種類を問わない。）は、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種種類株式を有する株主（以下「A 種種類株主」という。）又は A 種種類株式の登録株式質権者（以下「A 種種類登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A 種種類株式 1 株につき、A 種種類株式の 1 株あたりの払込金額 1,000,000 円（以下「A 種配当基準額」という。）に対し、A 種優先配当年率を 6% として、当該基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（ただし、1 か月未満の期間については年 365 日の日割計算）により算出される額の配当をする（以下「A 種優先配当」という。）。ただし、既に当該事業年度に属する日を基準日とする A 種優先配当を行ったときは、かかる配当済みの A 種優先配当の累積額を控除した額を A 種優先配当として支払う。
- 2 A 種種類株式の発行された事業年度以降のある事業年度における A 種種類株式 1 株あたりの剰余金の配当の額が A 種配当基準額に A 種優先配当率 6% を乗じた額（以下「A 種優先配当金」という。）に達しないときは、A 種種類株式 1 株あたりの不足額（以下「A 種累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当会社は、A 種累積未払配当金がある場合に剰余金の配当を行うとき（配当財産の種類を問わない。）は、A 種種類株主又は A 種種類登録株式質権者に対し、第 1 項に基づく A 種種類株主又は A 種種類登録株式質権者に対する剰余金の配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A 種種類株式 1 株につき、A 種累積未払配当金を剰余金の配当として支払う。
 - 3 当会社は、A 種種類株主又は A 種種類登録株式質権者に対し、第 1 項及び第 2 項に基づく剰余金の配当以外に剰余金の配当を行わない。
 - 4 A 種配当基準額は、次に定めるところに従い調整する。

- ① A種種類株式の株式分割又は株式併合が行われたときは、A種配当基準額は、次のとおり調整する。なお、次の算式中の「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後のA種種類株式の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前のA種種類株式の発行済株式総数で除した数をいう。

$$\text{調整後 A種配当基準額} = \text{調整前 A種配当基準額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② A種種類株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、A種配当基準額は、次のとおり調整する。なお、次の算式中の「既発行A種種類株式の数」とは、当該発行又は処分の時点におけるA種種類株式の発行済株式総数から当会社が保有する自己株式（A種種類株式に限る。）の数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、次の算式中の「新発行A種種類株式」は、「処分する自己株式（A種種類株式に限る。）」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後 A種配当基準額} = \frac{\text{既発行 A種種類株式の数} \times \text{調整前 A種配当基準額} + \text{新発行 A種種類株式の数} \times \text{新発行 A種種類株式の 1 株あたりの払込金額}}{\text{既発行 A種種類株式の数} + \text{新発行 A種種類株式の数}}$$

- ③ ①及び②に基づく調整後A種配当基準額の算出において発生する1円未満の端数は、四捨五入するものとする。

（残余財産の分配）

第 13 条の 3 当社は、残余財産の分配をするときは、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株につき、次の①乃至③を合計した額（以下「A種残余財産分配額」という。）を残余財産の分配として支払う。

- ① A種配当基準額（1円未満の端数は、四捨五入するものとする。）
- ② A種累積未払配当金
- ③ 残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にA種優先配当額（A種配当基準額に6%を乗じて得られる額をいう。）の額を乗じた金額を365で除して得られる額（1円未満の端数は、四捨五入するものとする。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において、既に当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

- 2 当社は、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、A種残余財産分配額を超えて残余財産の分配を行わない。

(議決権)

第 13 条の 4 A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、全ての株主を構成員とする株主総会において議決権を有しないものとし、A種種類株主を構成員とする種類株主総会において、A種種類株式 1 株につき 1 個の議決権を有する。

(金銭対価とする取得請求権 (償還請求権))

第 13 条の 5 A種種類株主は、いつでも、当社の金銭の交付と引換えに、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下「金銭対価取得請求」という。)、当社は、当該A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、A種種類株主が取得の請求をしたA種種類株式を取得するのと引換えに、A種種類株式 1 株につき、第 2 項において定める取得対価に相当する額の金銭を交付するものとする。

- 2 金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種種類株式 1 株あたりの取得対価は、A種配当基準額に、金銭対価取得請求がなされた日におけるA種種類株式 1 株あたりのA種累積未払配当金及びA種経過優先配当金相当額(第 13 条の 3 第 1 項③に準じて算定される。)を加えた金額とする。

(普通株式を対価とする取得請求権 (転換請求権))

第 13 条の 6 A種種類株主は、いつでも、当社に対して当社の普通株式の交付と引換えに、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、当該A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、A種種類株主が取得の請求をしたA種種類株式を取得するのと引換えに、下記(1)において定める数の当社の普通株式を交付するものとする。

(1) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

- (a) A種種類株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{lcl} \text{取得と引換えに交付すべき} & & \text{A種種類株主が取得の請求をした} \\ \text{普通株式の数} & = & \frac{\text{A種種類株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}} \end{array}$$

(b) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

(2) 取得価額

取得価額は78円（以下「上限取得価額」という。）とする。ただし、A種種類株式の払込金額が払い込まれた日以降の6か月毎の応当日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。）において普通株式1株あたりの時価が78円を下回る場合には、取得価額は各取得価額修正日における時価に相当する金額（以下「修正後取得価額」という。）に修正されるものとする（ただし、修正後取得価額の下限は39円（以下「下限取得価額」という。）とし、時価が39円を下回った場合における修正後取得価額は39円とする。）。なお、取得価額が下記(3)により調整された場合には、上限取得価額及び下限取得価額についても同様の調整をするものとする。普通株式1株あたりの時価は、取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値の単純平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第1位まで算出し、その小数点以下第1位を切り捨てる。）とする。

(3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

①普通株式につき株式分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式分割又は株式無償割当ての効力が生ずる日をもって、これを適用する。

②普通株式につき株式併合をする場合、株式併合の効力が生ずる日をもって、次の算式により取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

③時価を下回る金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、当会社が株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本③において同じ。）の取得と引換えに普通株式を交付する場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式」は「処分する当会社が保有する普通株式」、「当会社が保有する株式」は「処分前において当会社が保有する普通株式」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & = & \text{調整前} \times \frac{\text{（発行済普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{新たに発行する普通株式の1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{（発行済普通株式の数－当会社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}} \\ \text{取得価額} & = & \text{取得価額} \end{array}$$

④当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）（株式無償割当ての場合にはその効力が生じる日）に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、また株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

⑤行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される金銭又は財産の合計額が時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行又は処分する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日（新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日）に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて

普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたりの払込金額」として普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される金銭又は財産の普通株式1株あたりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、また新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

(b) 上記 (a) に掲げた事由によるほか、下記①及び②のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主及びA種種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、株式交付、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

②前①のほか、普通株式の発行済株式総数（ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式において使用する普通株式1株あたりの時価は、取得価額を適用する日に先立つ45取引口目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値の単純平均値（終値のない口数を除く。円単位未満小数第1位まで算出し、その小数点以下第1位を切り捨てる。）とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

(4) 取得請求受付場所

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目5番6号

株式会社JFLAホールディングス

(5) 取得請求の効力発生

(a) 普通株式を対価とする取得請求権を行使しようとする場合、当会社が定める様式による行使請求書に、その行使に係るA種種類株式の数並びに当該行使の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、これを本条(4)に定める取得請求受付場所に提出しなければならない。

(b) 普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力は、行使に必要な書類の全部が本条(4)に定める取得請求受付場所に到達した日に発生する。

(普通株式の交付方法)

第 13 条の 7 当社は、普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力発生後において、当該行使に係る A 種種類株主が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

(金銭を対価とする取得条項(強制償還))

第 13 条の 8 当社は、いつでも、取締役会が別に定める日の到来をもって、A 種種類株式の全部を取得することができるものとし、当社は、A 種種類株式を取得するのと引換えに、当該 A 種種類株主又は A 種種類登録株式質権者に対し、A 種種類株式 1 株につき、第 2 項において定める取得対価に相当する額の金銭を交付するものとする。この場合、当社は、当該取締役会の開催日の 30 日前までに、A 種種類株主又は A 種種類登録株式質権者に対して、A 種種類株式の取得を予定している旨及び取得を予定している A 種種類株式の数を通知する。

2 金銭を対価とする取得条項が行使された場合における A 種種類株式 1 株あたりの取得対価は、A 種配当基準額に、金銭を対価とする取得条項が行使された日における A 種種類株式 1 株あたりの A 種累積未払配当金及び A 種経過優先配当金相当額(第 13 条の 3 第 1 項③に準じて算定される。)を加えた金額とする。

(株式の併合又は分割等)

第 13 条の 9 当社は、株式の併合若しくは分割をするとき、株主に募集株式若しくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるとき、又は株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当てをするときは、A 種種類株式につき、普通株式と同時に同一の割合でこれを行う。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 14 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に

よって取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会資料の電子提供)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面への記載を省略することができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 19 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(種類株主総会)

第 19 条の 2 第 15 条から前条までの規定は、種類株主総会についてこれを準用する。

- 2 第 11 条第 1 項の規定は、定時株主総会において決議する事項が当該決議のほ

か、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 20 条 当社の取締役は、10 名以内とする。

(選任方法)

第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額

又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 31 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(常勤の監査役)

第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の決議方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 41 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会で再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 43 条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 44 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 45 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

2 当会社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録株式質権者に対して、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当をすることができる。

3 前 2 項に定める場合のほか、別に基準日を定めて、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

(配当金の配当等の除斥期間)

第 46 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払配当金には利息を付さない。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 47 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。

平成 19 年 1 月 12 日	制定
平成 19 年 6 月 22 日	改訂
平成 20 年 6 月 25 日	改訂
平成 21 年 1 月 5 日	みなし定款変更
平成 21 年 6 月 26 日	改訂
平成 23 年 6 月 24 日	改訂
平成 24 年 10 月 1 日	改訂
平成 27 年 6 月 25 日	改訂
平成 28 年 6 月 29 日	改訂
平成 29 年 6 月 29 日	改訂
平成 30 年 7 月 1 日	改訂
平成 30 年 8 月 1 日	改訂
令和 3 年 6 月 29 日	改訂
令和 4 年 6 月 24 日	改訂
令和 5 年 11 月 21 日	改訂

決 算 報 告 書

第 1 7 期

(自 令 和 5 年 4 月 1 日)
(至 令 和 6 年 3 月 3 1 日)

(会 社 名) 株式会社 アスラポート

(代 表 者) 檜 垣 周 作

(本店所在地) 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 5 番 6 号

電 話 (0 3) 6 3 1 1 - 8 9 0 1



税理士法人 優 和

決算報告書目次

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 株主資本等変動計算書
4. 注記表
5. 各勘定科目内訳書
6. 会社事業概況書
7. 法人税申告書
8. 消費税申告書
9. 事業所税申告書
10. 都道府県民税及び事業税申告書
11. 市民税申告書
12. 確定申告の税額計算報告書

決算確定日	令和 年 月 日
-------	-------------------------

作成責任者

菱 田 多 賀 志



第17期 決算報告書

2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月 31日まで

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

株 式 会 社 ア ス ラ ポ ー ト
代表取締役社長 檜 垣 周 作

貸借対照表

(2024年 3 月 31日現在)

(単位: 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,979,610,714	流動負債	343,182,821
現金及び預金	54,472,566	買掛金	0
売掛金	9,030,379	一年長期借入金	0
材 料	0	リース債務	2,327,444
商 品	0	未払金	331,969,711
貯 蔵 品	0	未払費用	0
差入保証金	0	未払法人税	3,220,000
未収入金	467,681,398	未払消費税等	2,025,600
前払費用	274,423	前受金	0
短期貸付金	5,448,149,211	預り金	3,640,066
一年長期貸付金	23,623,200	契約負債	0
その他の金	2,737		
貸倒引当金	△ 23,623,200		
固定資産	378,767,994	固定負債	124,383,123
有形固定資産	96,605,687	長期リース債務	0
建物	0	資産除去債務	53,878,500
建物付属設備	49,960,635	預り保証金	0
工具器具備品	3,870,850	繰延税金負債	14,155,623
土地	0		0
リース資産	1,862,000		
有形資産除去	40,912,202		
無形固定資産	1,876,460	負債合計	467,565,944
ソフトウェア	736,820	(純資産の部)	
電話加入権	1,139,640	資本金	100,000,000
商標権	0	資本剰余金	732,373,450
投資その他の資産	280,285,847	利益剰余金	5,044,927,314
投資有価証券	243,216,000	評価・換算差額等	13,512,000
子会社株式	9,000,001		
出資金	0		
長期前払費用	4,593,846		
長期未収入金	13,078,631		
敷金・保証金	23,476,000		
長期貸付金	425,217,637		
破産更生債権	1,696,412		
貸倒引当金	△ 439,992,680		
資産合計	6,358,378,708	純資産合計	5,890,812,764
		負債及び純資産合計	6,358,378,708

損益計算書

2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月 31 日まで

(単位:円)

科 目		金 額	
売上	高価		120,953,814
売上原価			264,463,430
売上総利益			94,490,384
販売費及び一般管理費			59,300,135
営業利益			35,190,249
営業外収入	益		
受取利息及び配当金		75,911,756	
受取手数料		0	
貸倒引当戻入		0	
受取債権保証料		668,357	
為替差益		0	
雑収入		41,358,081	117,938,194
営業外費用	用		
支払利息		128,974	
アレンジャー手数料		0	
支払手数料		0	
貸倒引当繰入		450,326,627	
為替差損		0	
雑損失		6,458,086	457,619,695
特別利益	益		△ 304,491,252
固定資産売却益		0	
子会社株式売却益		0	
閉店損失引当戻入		0	
補助金収入		0	
その他の特別利益		8,116,000	8,116,000
特別損失	失		
固定資産除却損		0	
減損損失		0	
閉店損失引当繰入		0	
有価証券売却損		0	
閉店損失		0	
貸倒損		0	
子会社株式売却損		946,967	
その他の特別損失		0	946,967
税金等調整前当期純利益			△ 297,322,219
法人税、住民税及び事業税		3,220,000	
法人税等調整額		△ 1,205,621	
法人税等還付税額		0	2,014,379
当期純利益			△ 299,336,598

株主資本等変動計算書

2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月 31 日まで

(単位:円)

(単位：円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		資本剰余金合計	利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金		資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
							繰り越し利益剰余金		利益剰余金(当 期)
当期首残高	100,000,000	224,610,000	507,763,450	732,373,450	68,294,925	4,818,652,336	457,316,651	6,176,637,362	
事業年度中の変動額	—	—	—	—	—	—	—	—	
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—	
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	△ 299,336,598	△ 299,336,598	
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	—	
当期末残高	100,000,000	224,610,000	507,763,450	732,373,450	68,294,925	4,818,652,336	157,980,053	5,877,300,764	
	その他の有価証券差額金	評価・換算差額等	評価・換算差額等	評価・換算差額等					
当期首残高	—	—	—	—	—	—	—	—	
事業年度中の変動額	—	—	—	—	—	—	—	—	
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—	
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	—	
当期末残高	—	—	—	—	—	—	—	—	

純資産合計